

知って損なし!?

精神科訪問看護についての豆知識

精神科訪問看護とは

精神疾患を有す者に対する看護について相当の経験を有する者が行う訪問看護サービスのことを指します。

精神科訪問看護を行える者とは

下記のいずれかの条件に該当する**保健師・看護師・准看護師・作業療法士**

- ①精神科を標榜する保健医療機関において、精神病棟または精神科外来に勤務した経験を **1年以上有する者**
- ②精神疾患を有する者に対する訪問看護の経験を 1年以上有する者
- ③精神保健福祉センターまたは保健所等における精神保健に関する業務の経験を 1年以上有する者
- ④専門機関等が主催する精神保健に関する研修を修了している者

精神科訪問看護の対象

平成 24 年改正により、精神科訪問看護の対象者が、**患者様とその家族等**に拡大。

※患者様・ご家族含めて週 3 回まで訪問が可能です。

→ただし、精神科訪問看護指示書に「家族支援」の明記が必要となります。

医療保険と介護保険の関係

平成 26 年改正により、精神疾患が主病である場合、原則**医療保険**での訪問となり、精神科医師による「精神科訪問看護指示書」が必要です。

※ただし例外として、**主病が認知症の場合のみ介護保険適用**。

事業所名